

「障害者の権利に関する条約」を知っていますか？

障害者の人権や基本的自由を守るために、国がすべきことを決めた条約です。

2006年(平成18年)12月に国連でつくられました。条約の原則の一つが、障害に基づく差別をなくすことです。

障害者権利条約は、障害のある人が社会でさまざまな活動をするとき、障害のことを考えないでつくられた社会の仕組み(社会的障壁)に原因があるとしています。これを障害の「社会モデル」といいます。

「障害者差別解消法」ができました

この法律は、障害があってもなくても、誰もが分け隔てられず、お互いを尊重して、暮らし、勉強し、働いたりできるように差別を解消して、だれもが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目的としています。2016年(平成28年)4月より施行されました。

「合理的配慮」とは？

障害のある人とない人の平等な機会を確保するために、周りや学校などがすべき、無理のない配慮です。障害の状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供することを「合理的配慮」といいます。それをしないと差別になります。

どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。

例としては…

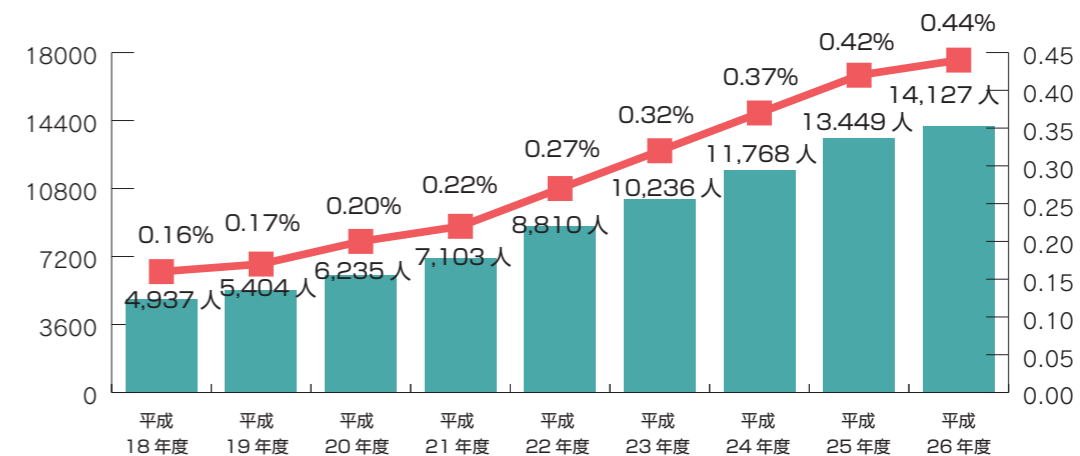
- 車イス利用者がバスに乗る時に手助けをすること
- 窓口で障害の特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、手話、読み上げなど)で対応することがあります。

障害のある人すべての人が対象になります。障害者手帳をもっていなくても対象になります。

※「障害」「障害者」の表記について

本学では社会的統合モデル(WHOのICFモデル)にたち、「障害」とは、個人に帰属されるものではなく、個人と社会とのあいだにある取り除くべき社会的障壁であると考えています。このようなことから、本学ホームページや各種広報物においても「障害」「障害者」を用いています。

障害のある学生はどれくらいいるのかな？



独立行政法人 日本学生支援機構(JASSO)
「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書(2014)」

大学、短大などで学ぶ障害のある学生の数が増えています。2014年度では14,127人です。とくに発達障害のある学生が増えています。そのため障害のある学生への支援の充実化が求められています。

大学などで障害のある学生はどうしているのかな？

教科書、板書の字が読みにくい

音声読み上げソフト
及びテキストデータ

先生の話が聞き取りにくい

パソコンノートテイク等の情報保障
FM補聴器使用のサポート

レポートがうまくかけない

書き方の指導(マンツーマン)等

階段が多すぎて移動が難しい

スロープ、エレベーターなどの設置